

令和 2 年 11 月 13 日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

## 電気事業法に基づく高濃度 PCB 含有電気工作物に係る掘り起こしの進捗状況

### (1) 電気主任技術者による掘り起こし等

電気事業法による高濃度 PCB 含有電気工作物の掘り起こしについては、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を平成 28 年 10 月 25 日付けで改正施行（一部は平成 28 年 12 月 1 日施行）し、電気主任技術者の職務に高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認が含まれることを規定した。これにより、電気主任技術者に対して、その確認を職務として誠実に行うよう義務づけることとなった。

さらに、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（略称「PCB内規」）を平成 28 年 10 月 25 日付けで改正施行し、設置者に対して、電気主任技術者に高濃度 PCB 含有電気工作物の有無を確認させることを要求している。その根拠となるのが、高濃度 PCB 含有電気工作物の所定の期限後の使用禁止及び各種届出（判明時の届出や管理状況（廃止予定年月）の届出等）の義務づけである。前段の使用禁止については電気設備に関する技術基準を定める省令を、後段の届出については電気関係報告規則をそれぞれ改正、施行した他、両省令に係る告示（平成 28 年経済産業省告示第 237 号）も制定、施行している。それぞれの省令・告示は、改正・制定日が平成 28 年 9 月 23 日、施行日が平成 28 年 9 月 24 日である。

一連の制度改正後、経済産業省では、上記掘り起こしの進捗管理を行うため、年次点検等を活用して掘り起こし調査を行った事業場数のサンプル調査を実施した。具体的には、電気保安関係者の協力を得て、都道府県ごとに 20 事業場を、全国で計 940 事業場を選定し、電気主任技術者が行った年次点検等において高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認を行った件数を、四半期ごとに電気保安関係者から連絡いただき、経時変化の状況を確認した。

その結果、掘り起こし調査を義務づけた平成 28 年 12 月から 1 年の間に、全てのサンプル事業場において高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認が行われたことを確認した。

その後においても同様の確認を継続して実施しており、新たに届出された高濃度 PCB 含有電気工作物に係る設置届の数は別表 1 のとおりとなっている。

また、高濃度 PCB 含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗状況（令和元年 12 月分～令和 2 年 6 月分）については別表 2 のとおりとなっている。

### (2) 経済産業省における早期処理促進のための取組強化について

今般、北九州事業地域において高濃度 PCB 廃棄物が発見された事例を鑑み、今後処分期限を迎える他の事業区域において同様のことが繰り返されることのないよう、対策を徹底していくこととし、各自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者等電気保安関係者宛て、早期処理にかかる協力要請を行うと共に、各産業保安監督部へも早期の高濃度 PCB 含有廃棄物の処理促進と未登録の高濃度 PCB 含有電気工作物の発見に向けた取組強化について要請を行っている。

(別表1)

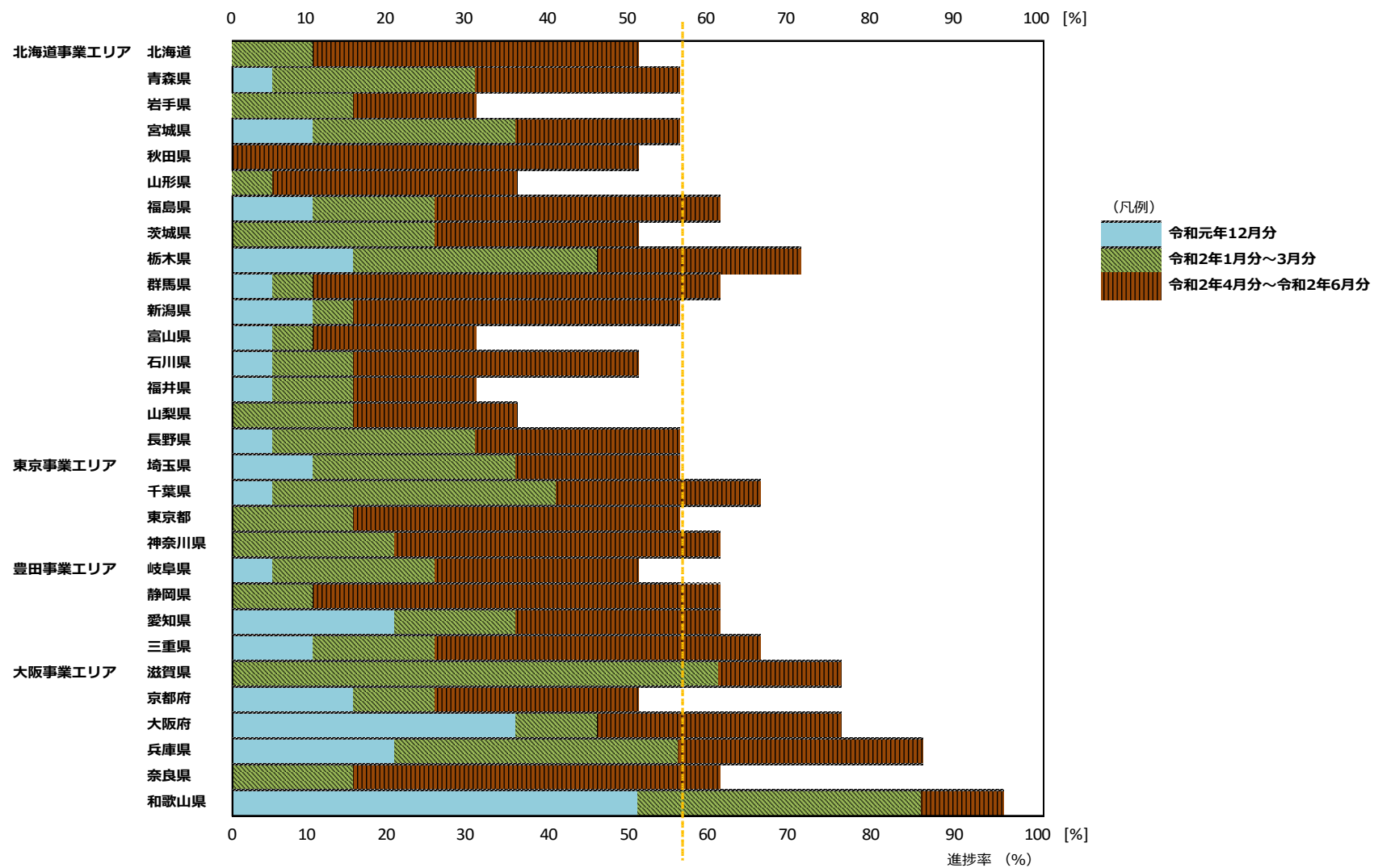
平成30年12月から令和元年6月及び令和元年7月から令和2年3月の間に新たに提出された  
高濃度PCB含有電気工作物に係る設置届の数(北九州事業地域を除く30都道府県分)  
(件)

都道府県	設置届		都道府県	設置届	
	H30.12~ R1.11	R1.12~ R2.6		H30.12~ R1.11	R1.12~ R2.6
北海道	4	4	滋賀県	1	0
青森県	2	4	京都府	6	0
岩手県	0	0	大阪府	14	2
宮城県	0	0	兵庫県	5	1
秋田県	1	0	奈良県	0	0
山形県	0	1	和歌山県	1	0
福島県	1	0			
茨城県	5	1			
栃木県	2	0			
群馬県	0	0			
埼玉県	1	1			
千葉県	5	3			
東京都	11	8			
神奈川県	3	1			
新潟県	0	2			
富山県	3	0			
石川県	0	9			
福井県	3	1			
山梨県	1	1			
長野県	2	0			
岐阜県	13	1			
静岡県	8	0			
愛知県	506	4			
三重県	5	1			
			合計	603	45

※愛知県の設置届出件数(H30.12~R1.11分)は、大手事業者よりまとめて届出があった  
485台分が含まれている。(JESCOへは登録済み)

(別表2)

高濃度PCB含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗状況(令和元年12月分~令和2年6月分)



全国平均 56.0%  
(昨年度 (H30.12~R1.6) 全国平均 55.0%)

(参考) 産業保安監督部の取組事例 (関係業界誌への PCB 早期処理にかかる記事掲載)

令和2年5月発行 vol.17 DENKI きらきら

経済産業省・中部近畿産業保安監督部から **1つ目** のお知らせです!



Part1:電気工作物をお持ちの事業者の皆様へ



## PCB含有機器の処分期間終了まであとわずか! 期限内に処分しないと罰則があります!



■ 豊田事業エリアの**高濃度PCB**を  
含んだ変圧器・コンデンサーなどの処  
分期間は『**令和4年3月31日まで**』※。

※ただし、高濃度PCBを含んだ安定器及び汚染物  
などは『令和3年3月31日まで』。

■ こんなことはありませんか? ご注意ください!

- ▶ お持ちの建物で知らずに**使い続**けている。
- ▶ **昔使**った機器が倉庫等に保管され続けている。
- ▶ 必要な**届出**を行っていない。

■ 処分期間が迫っていますので、今一度、PCB含有機  
器の有無を確認し、確認された場合は必要な手続きを  
していただき、適切な処分をお願いします。

環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋

古い工場やビルをお持ちの方は、  
**必ずご確認ください!**

※PCB濃度が分からない場合は、すぐにメーカーにご確認ください!



変圧器・コンデンサー・安定器など

PCB含有機器が見つかった場合は、**届出や委託が必要です!**

① 現在**使用中**の場合 → 電気事業法の届出

② 倉庫等に**保管中**の場合 → PCB特措法の届出

③ 廃棄して**処分**する場合  
PCB特措法の届出  
処分業者への委託

お問い合わせ先



中部近畿産業保安監督部  
Chubu Industrial Safety and Inspection Department



中部地方環境事務所  
環境省

(1) 電気事業法の届出 (①)

経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課  
052-951-2817

(2) PCB特別措置法に関するお問い合わせ

環境省 中部地方環境事務所 資源循環課  
052-955-2132

(3) PCB特別措置法の届出 (②及び③)

【政令市・中核都市】

名古屋市:廃棄物指導課 052-972-2392  
豊田市:廃棄物対策課 0565-34-6710  
豊橋市:廃棄物対策課 0532-51-2407  
岡崎市:廃棄物対策課 0564-23-6871  
岐阜市:産業廃棄物指導課 058-214-2170  
静岡市:廃棄物対策課 054-221-1364  
浜松市:産業廃棄物対策課 053-453-6110  
長野市:廃棄物対策課 026-224-7320

【都道府県】

愛知県:資源循環推進課 052-954-6236  
岐阜県:廃棄物対策課 058-272-8217  
三重県:廃棄物・リサイクル課 059-224-2475  
静岡県:廃棄物リサイクル課 054-221-2424  
長野県:資源循環推進課 026-235-7187

(一社) 日本電気協会中部支部機関誌「きらきら」(5月号)掲載記事  
(中部近畿産業保安監督部 作成)